

2021-22

# TICKET SUPPORT チケットサポートパートナー募集 PARTNER

バスケットを京都の文化に



パートナー 会員特典  
価格/1口  
**10万円** (税別)  
ご契約期間中、以下の特典を  
ご提供いたします。

**1**  
オリジナルグッズプレゼント

**2**  
2階席招待券30枚  
※対象は京都府内開催のレギュラーシーズン  
となります

**3**  
京都ハンナリーズ公式サイトへ  
社名掲載(ゴシック体)  
※御社指定URLの相互リンクあり

**4**  
会場ウェルカムボードへ  
社名掲載(ゴシック体)

**5**  
ポスターへの  
社名掲載(ゴシック体)

**6**  
選手お披露目会等の  
有料イベントのご案内

**7**  
毎月チームの活動状況を  
メルマガ配信



## 2021-22 京都ハンナリーズ チケットサポートパートナー 申込書

別紙約款の内容に合意し、以下の通り申し込みます。

お申し込み日 年 月 日

フリガナ			お申し込み口数 1口 10万円 (税別)	<input type="checkbox"/>
御社名				
フリガナ			印	
代表者名				
フリガナ				
所在地	〒 -			
電話番号	- -		京都ハンナリーズ 担当印	
*E-Mail				

\*ご記入いただいたE-Mailアドレスには、京都ハンナリーズの試合結果やイベント情報などを送らせていただきます。



# チケットサポートパートナー約款

## 第1条(目的)

本約款は、チケットサポートパートナー契約(以下、「チケットサポートパートナー契約」という。)の申込を行った法人または団体(以下、「甲」という。))とスポーツコミュニケーション KYOTO 株式会社(以下、「乙」という。))との間に適用され、乙が運営するバスケットボールチーム「京都ハンナリーズ」(以下、「チーム」という。))に対する甲の協賛と、本シーズン中に甲が享受することができる特典等についての詳細を定めることをその目的とする。なお、本約款において「本シーズン」とは、第2条第1項に定めるチケットサポートパートナー契約の成立日から直近で到来する6月30日までの期間を指すものとし、Bリーグが定めるシーズンの定義に順ずるものとする。

## 第2条(契約の成立、協賛金の支払)

- チケットサポートパートナー契約は、甲によるチケットサポートパートナーの申込書(以下、「申込書」という)提出に対し、乙が承諾の意思表示をしたときに有効に成立する。なお、乙が甲に対し次項に定める協賛金にかかる請求書を発行した場合、当該請求書の発行日をもって乙による承諾の意思表示があったものとみなす。
- 甲が乙に支払う協賛金の金額は、1口10万円(消費税等別)に甲が申込書に記載した口数(以下、「申込口数」という。))を乗じて算出される金額とする。
- 甲は、前項の協賛金を、乙が甲に発行する請求書を受領後速やかに、乙指定の金融機関口座に現金を振込む方法により支払うものとする。なお、消費税および振込手数料は、甲の負担とする。

## 第3条(協賛特典)

- 協賛金が甲より乙に支払われた後、下記各号の規定にしたがいそれぞれの特典を享受することができるものとする。
  - オリジナルグッズプレゼント権  
甲は、乙よりチームのオリジナルグッズのプレゼントを受領することができる。なお、当該プレゼントの具体的内容については、別途乙が指定するものとし、甲による申込口数によって異なるものとする。また、当該プレゼントの提供時期についても、乙が自己の裁量により定めるものとする。
  - 京都ハンナリーズ招待券の取得  
甲は、チームのホームゲーム(京都府下開催本シーズンホームゲームのリーグ戦のみ使用可)の招待券(2階席)を、乙より無償にて取得することができるものとする。なお、当該招待券の具体的内容や利用条件については、別途乙が指定するものとし、また、甲による申込口数によって取得できる招待券の枚数は異なるものとする。  
イ 甲は、上記招待券を無償、有償を問わず第三者に譲渡することができる。ただし、甲は、上記招待券をネットオークション、転売サイト、その他これらに類するもの(以下、「オークション等」という。))に自ら出品等してはならず、また上記招待券を譲渡した第三者に対してオークション等に出品等することを禁止し、当該第三者の行為について甲が責任を負うものとする。
  - サイトリンク権  
甲は、チームの公式ホームページ内のチケットサポートパートナーページにおいて、甲の名称を掲載し、かつ甲のホームページのリンクを掲載することができるものとする。但し、当該掲載にかかる甲の名称の大きさおよび位置については、乙が自己の裁量により決定するものとし、甲は、当該名称の大きさおよび位置について、乙に対し何らの異議をとなえないものとする。また、甲は、甲の名称が上記チケットサポートパートナーページに使用されることにつき、予め同意するものとし、乙に対し何らの権利主張を行わないものとする。
  - ウェルカムボード社名掲載  
甲は、チームのホームゲームの試合会場入口に設置するウェルカムボードに、甲の名称を掲載することができるものとする。但し、当該ウェルカムボードに掲載される甲の名称の大きさ、位置および回数については、乙が自己の裁量により決定するものとし、甲は、当該名称の大きさ、位置および回数について、何らの異議をとなえないものとする。また、甲は、甲の名称が上記ウェルカムボードに使用されることに予め同意するものとし、乙に対し何らの権利主張を行わないものとする。
  - ポスター社名掲載権  
甲は、チームのポスターに、甲の名称を掲載することができるものとする。但し、当該ポスターに掲載される甲の名称の大きさおよび位置については、乙が自己の裁量により決定するものとし、甲は、当該名称の大きさおよび位置について、何らの異議をとなえないものとする。また、甲は、甲の名称が上記ポスターに使用されることに予め同意するものとし、乙に対し何らの権利主張を行わないものとする。
  - イベント参加権  
甲は、乙が主催するパーティー等のクラブ行事へ参加することができる。なお、当該参加の具体的内容および参加費については、別途乙が指定するものとする。
  - メールマガジン受信権  
甲は、毎月、チームの活動状況等についての記事を掲載したチケットサポートパートナー専用のメールマガジンを乙より受信することができるものとする。なお、当該メールマガジンは、甲が申込書に記載したEメールアドレス宛に送られるものとし、これにより甲は当該メールマガジンを受信したものとみなす。また、記事の具体的内容、メールマガジンの送信のタイミングについては、乙が自己の裁量により決定するものとし、甲はこれに対して何らの異議をとなえないものとする。

## 第4条(禁止事項)

- 甲は、以下に定める事項に該当する行為を行ってはならない。
- チームの設立あるいは活動趣旨に反する行為をすること、またはするおそれがあること。
  - 暴力団を始めとする反社会的勢力と関係を有すること。
  - 公序良俗に違反する行為をすること、またはするおそれがあること。
  - 他の協賛者、チーム、選手、チア、ファン等の関係者の名誉、信用、人格的あるいは財産的利益、業務の遂行を害する行為をすること、もしくはこれらの関係者と利益の相反する行為を行うこと、またはこれらをするおそれがあること。
  - その他乙が合理的理由に基づき同意しない行為。

## 第5条(権利帰属)

- 乙が甲に対し提供する各種提供物に関連する著作権、特許権、商標、意匠権、ノウハウ並びにその他のすべての知的財産権は、全て乙に帰属するものとする。
- 甲は、第3条によって認められた特典以外の権利の利用を行うことは出来ない。

## 第6条(権利義務の譲渡等の禁止)

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約により生ずる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供してはならないものとする。

## 第7条(秘密保持)

- 甲および乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の技術上、業務上の情報ならびに口頭、書面、または電磁的方法の如何を問わず、相手方より開示の際に秘密である旨を明示して開示された技術上、営業上の情報(以下、「秘密情報」という。))を、秘密として保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ることなしに、乙の関連会社を除く第三者に開示、漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除く。
  - 甲または乙が相手方から開示を受けたときに、既に自ら所持していた情報
  - 甲または乙が相手方から開示を受けたときに、既に公知または公用であった情報
  - 甲または乙が相手方から開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によることなく公知または公用になった情報
  - 甲または乙が相手方から開示を受けた後に、開示された情報と関係なく独自に開発した情報
  - 甲または乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
  - 裁判所、行政機関、金融商品取引所より開示を要請された情報。かかる場合、当該当事者は、相手方に対し法律上または規則上認められる範囲内で相手方の秘密情報を公的機関に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止め命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えなければならない。また、当該当事者は、当該秘密情報の秘密性に即した取扱いがなされるよう、公的機関に要請しなければならない。
- 甲および乙は、秘密情報を本契約の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的のために使用してはならない。
- 甲および乙は、本契約の履行に合理的に必要な範囲内でのみ秘密情報を複製または複写することができる。本項にもとづき複製または複写をした場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示を複製物または複写物に付さなければならない。当該複製物または複写物も、秘密情報として取扱わなければならない。
- 甲および乙は、本契約が終了した場合(解約された場合も含む)、または相手方から要求があった場合、相手方の指示に従い、秘密情報にかかる書面、電子媒体、設計図、試作品その他秘密情報の一部または全部が表示され、もしくは化体した一切の物(複製物または複写物を含む)を直ちに相手方に返還または廃棄しなければならない。

## 第8条(解約)

- 甲および乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず債務の本旨に従った履行をしないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 乙は甲が次の各号の一に該当した場合、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができる。
  - 第4条に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき又は行うおそれがあると認められる合理的な事由があるとき
  - 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
  - 監督官庁より営業の取消し、停止処分を受けたとき。
  - 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立または公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続の申立を受け、または自らこれらを申立てたとき。
  - 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
  - 本契約締結後、甲の議決権付株式の過半数を第三者が直接的又は間接的に取得したとき、その他甲の経営に関する支配権を第三者が取得したとき。
  - 前各号の一に該当するおそれがあると認められる合理的な事由があるとき。
- 前2項に定める解約権の行使は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

## 第9条(返還)

- 本契約の有効期間中に、乙の責めに帰すべき事由により甲が本契約の全部を解約した場合、乙は甲より支払われた協賛金のうち、当該解約の時点から、本契約の有効期間の未経過分に相当する金額を日割計算により甲に返還するものとする。なお、乙から甲へ返還される協賛金に利息は付されないものとする。
- 前項の規定を除き、乙は甲より支払われた協賛金の一切を甲に返還しない。

## 第10条(不可抗力)

天変地異、重大な疾病・疫病、法令・規則の制定・改廃、行政機関等の公権力やBリーグからの要請その他乙の責めに帰すことのできない事由(以下、「不可抗力」という。))によるホームゲームの全部または一部の不開催、無観客または入場制限付での開催について、乙は一切の責任を負わず、協賛金の甲への返還もしないものとする。

## 第11条(契約期間)

- 本契約の有効期間は、第2条第1項に定める本契約の成立日から、直近で到来する6月30日までとする。
- 第5条第1項、第6条、第7条、第9条、第12条、第13条の規定は、本契約が期間満了による終了した後または本契約が解約された後においても、なお有効に存続するものとする。

## 第12条(本契約終了後の措置)

甲は、本契約が期間満了により終了もしくは理由の如何を問わず解約された場合、直ちに第3条に基づき甲に許諾されたそれぞれの権利の使用を停止しなければならないものとし、乙は、甲に許諾した各権利を失効させることができる。

## 第13条(協議)

- 本契約に定めなき事項または本契約の各条項に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議の上解決を図る。
- 前項の協議を行うことができず、または協議が調わない場合で訴えを提起する場合、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。